

小田原市監査委員公表第8号

平成24年12月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 井上久嘉

小田原市監査委員 俵 鋼太郎

小田原市職員措置請求に係る勧告に基づく措置について（公表）

小田原市職員措置請求に係る勧告（平成24年10月25日付け監査第43号）について、小田原市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき公表する。

勧告の内容及び措置状況

勧告の内容	措置状況
平成24年12月末日までに市民ホール管理運営計画専門委員会を適法な状態にするための措置を講じること。	平成24年12月17日に小田原市附属機関設置条例の一部を改正し、市民ホール管理運営計画専門委員会を附属機関として位置づけた。